

届出概要(変更)

No.	店舗の名称	所在地	店舗面積 (㎡)	建物設置者	変更事項	市町村等意見
				主な小売業者		
7	矢尾百貨店秩父店	秩父市上町一丁目5番9号	7,716	株式会社 矢尾百貨店	店舗の運営方法に関する事項 ○小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 矢尾百貨店外8店舗 9:00～20:00(変更無し) コンビニエンスストア 24時間(新規出店) ○来客が駐車場を利用することが出来る時間帯 8:30～20:30 → 24時間 ○荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設1 5:00～22:00(変更無し) 荷さばき施設2 5:00～22:00 → 24時間 ○駐車場の自動車の出入口の数及び位置 第1駐車場 入口1か所、出口1か所(変更無し) 第2駐車場 入口2か所、出口1か所 → 出入口1か所、入口1か所、出口1か所	市意見有り・住民意見無し
				矢尾百貨店外計10者		
8	ヤオコー久喜吉羽店	久喜市吉羽字前415-1外	6,236	株式会社ヤオコー	○店舗面積 4,353㎡ → 6,236㎡ 施設の配置に関する事項 ○駐車場の位置及び収容台数 2か所191台 → 2か所320台 ○駐輪場の位置及び収容台数 2か所125台 → 4か所178台 ○荷さばき施設の位置及び面積 6か所642.06㎡ → 9か所1,110.34㎡ ○廃棄物保管施設等の位置及び容量 3か所45.98㎡ → 5か所55.58㎡	市意見無し・住民意見無し
				株式会社ヤオコー外計5者 (うち2者未定)	店舗の運営方法に関する事項 ○駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口3か所 → 出入口3か所(出入口③位置変更) ○荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設①～④ 6時～22時、 荷さばき施設⑤⑥ 6時～7時30分 → 荷さばき施設①～④、⑦ 6時～22時 荷さばき施設⑤⑥⑧⑨ 6時～7時30分 (既存の荷さばき施設(①～⑥)は変更無し)	

変更 7 矢尾百貨店秩父店



図3-1 建物配置図(変更前)

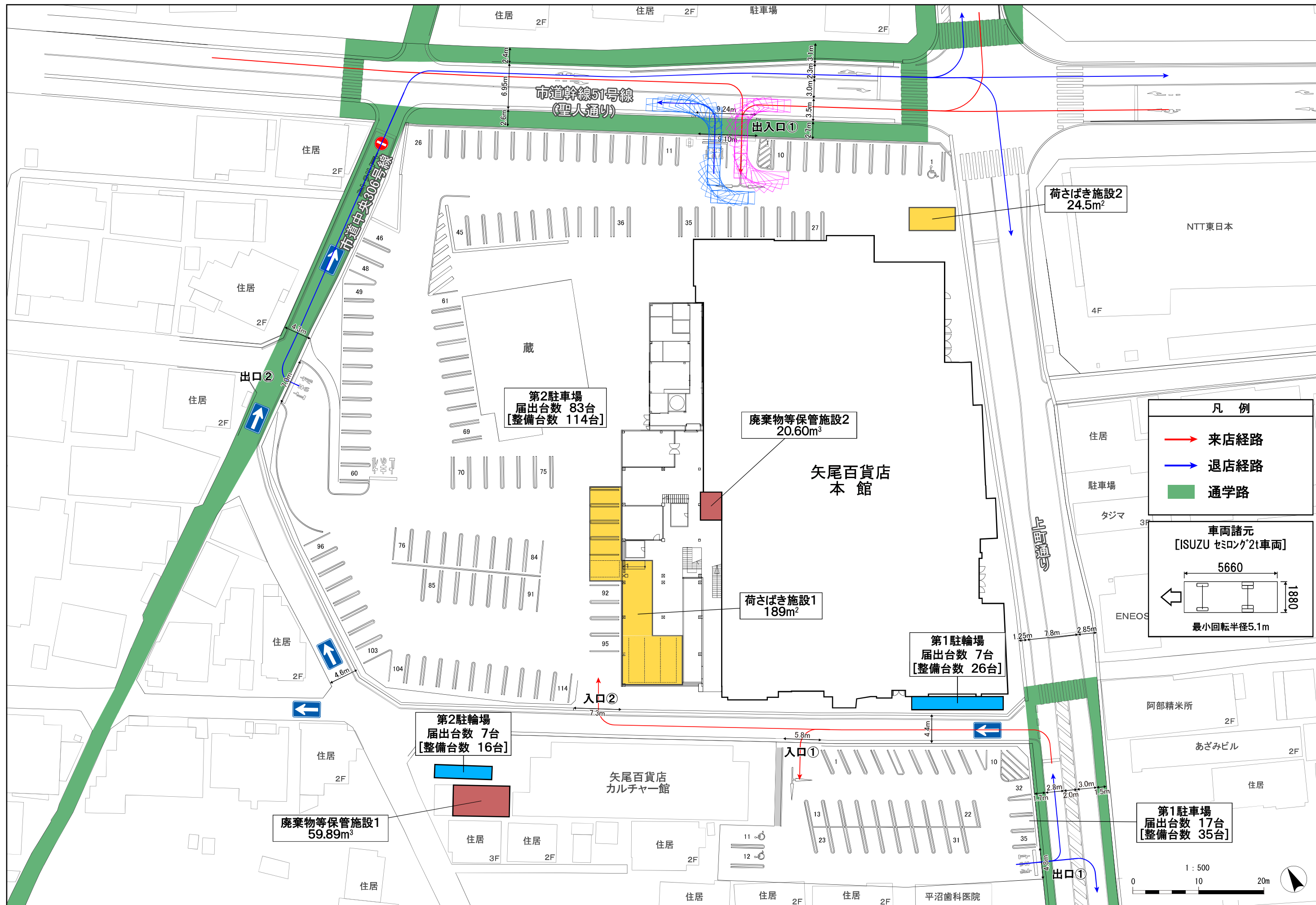
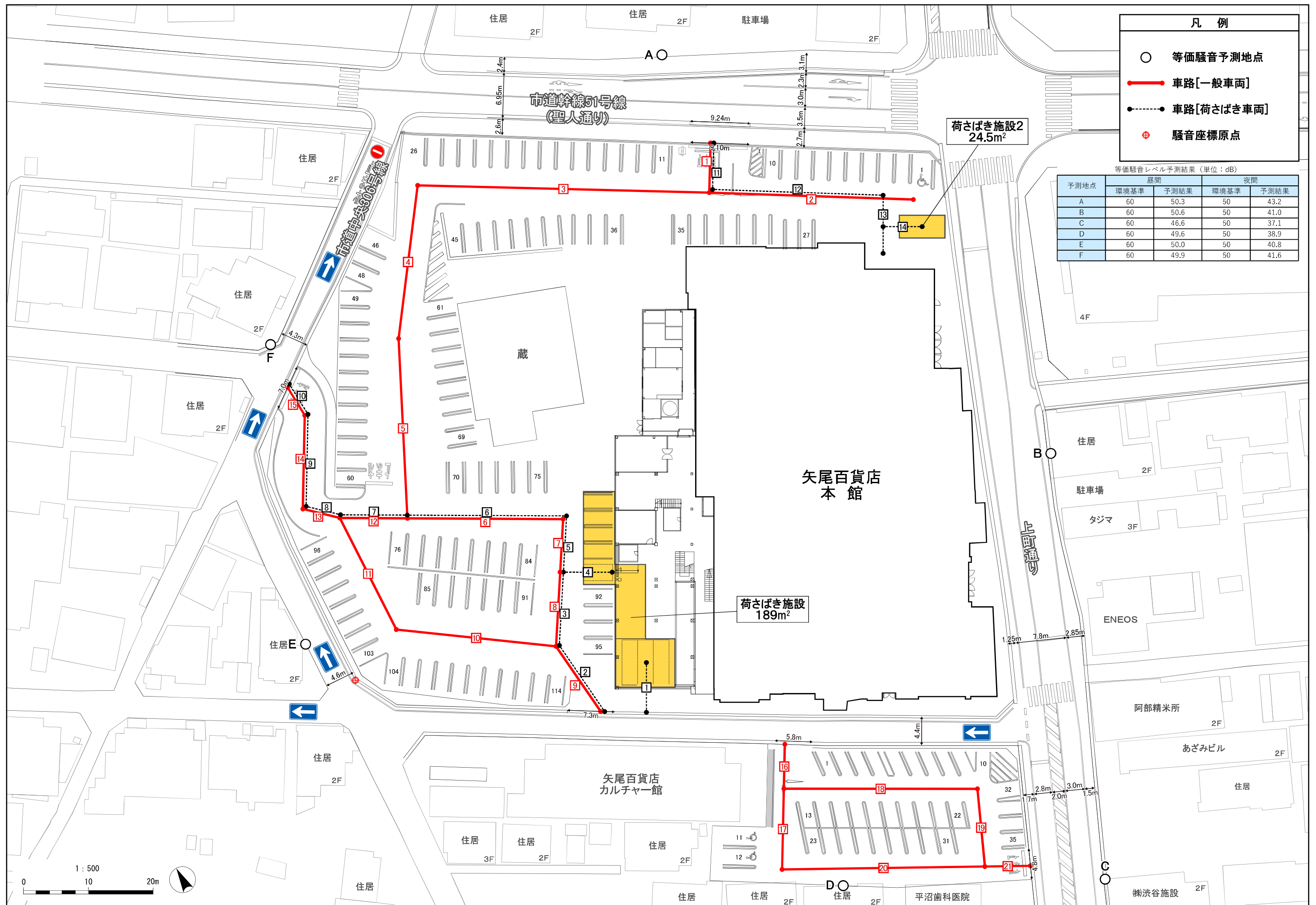


図3-2 建物配置図(変更後)



夜間最大値予測結果【店舗敷地境界】（単位：dB）						
	予測地点	音源No.	音源名称	規制基準	予測結果	評価
定常騒音	M1-11	1	室外機	50	28.9	○
	M1-11	2	室外機	50	29.2	○
	M1-11	3	室外機	50	29.5	○
	M1-11	4	室外機	50	32.2	○
	M1-11	5	室外機	50	31.9	○
	M1-11	6	室外機	50	31.0	○
	M1-11	7	冷凍室外機	50	36.3	○
	M1-11	8	冷凍室外機	50	36.7	○
	M1-11	9	クーリングタワー	50	36.8	○
	M1-11	10	クーリングタワー	50	38.7	○
	M1-11	11	クーリングタワー	50	37.4	○
変動騒音	M1-11	(上記合成値)		50	45.3	○
	MR1	R1	一般車両走行音	50	70.5	×
	MR2,3	R2	一般車両走行音	50	63.9	×
	MR2,3	R3	一般車両走行音	50	56.2	×
	MR4	R4	一般車両走行音	50	55.3	×
	MR5	R5	一般車両走行音	50	55.3	×
	MR6	R6	一般車両走行音	50	55.4	×
	MR7	R7	一般車両走行音	50	55.5	×
	MR8	R8	一般車両走行音	50	55.4	×
	MR9	R9	一般車両走行音	50	55.4	×
	MR10	R10	一般車両走行音	50	55.4	×
	MR11	R11	一般車両走行音	50	55.4	×
	MR12	R12	一般車両走行音	50	55.4	×
	MR13	R13	一般車両走行音	50	59.5	×
	MR14	R14	一般車両走行音	50	57.0	×
	MR15	R15	一般車両走行音	50	54.5	×
	MR16	R16	一般車両走行音	50	52.2	×
	MR17	R17	一般車両走行音	50	50.0	×
	MR18,37	R18	一般車両走行音	50	47.1	○
	MR19,35	R19	一般車両走行音	50	48.1	○
	MR20	R20	一般車両走行音	50	49.0	○
	MR21	R21	一般車両走行音	50	45.8	○
	MR22	R22	一般車両走行音	50	44.9	○
	MR23,24,25,26	R23	一般車両走行音	50	44.8	○
	MR23,24,25,26	R24	一般車両走行音	50	46.3	○
	MR23,24,25,26	R25	一般車両走行音	50	49.6	○
	MR23,24,25,26	R26	一般車両走行音	50	54.7	×
	MR27	R27	一般車両走行音	50	64.0	×
	MR28	R28	一般車両走行音	50	70.4	×
	MR29	R29	一般車両走行音	50	54.1	×
	MR30	R30	一般車両走行音	50	53.7	×
	MR31	R31	一般車両走行音	50	55.3	×
	MR32	R32	一般車両走行音	50	55.3	×
	MR33	R33	一般車両走行音	50	55.4	×
	MR34	R34	一般車両走行音	50	52.2	×
	MR19,35	R35	一般車両走行音	50	55.5	×
	MR36	R36	一般車両走行音	50	62.4	×
	MR18,37	R37	一般車両走行音	50	58.1	×
	MR38	R38	一般車両走行音	50	61.4	×
	MR39	R39	一般車両走行音	50	70.5	×
	MR40,41	R40	一般車両走行音	50	49.3	○
	MR40,41	R41	一般車両走行音	50	51.7	×
	MR42,43	R42	一般車両走行音	50	57.3	×
	MR42,43	R43	一般車両走行音	50	68.1	×
	MR44,49	R44	一般車両走行音	50	50.5	×
	MR45,50	R45	一般車両走行音	50	50.7	×
	MR46,47	R46	一般車両走行音	50	51.5	×
	MR46,47	R47	一般車両走行音	50	58.3	×
	MR48	R48	一般車両走行音	50	58.3	×
	MR44,49	R49	一般車両走行音	50	65.3	×
	MR45,50	R50	一般車両走行音	50	66.2	×
	MR51	R51	一般車両走行音	50	65.4	×
	MR52	R52	一般車両走行音	50	65.1	×
	MR53	R53	一般車両走行音	50	71.0	×
	MN1	N1	荷捌き車両走行音	50	61.7	×
	MN2	N2	荷捌き車両走行音	50	75.2	×
	MN4	N4	荷捌き車両走行音	50	59.7	×
	MN5,6	N5	荷捌き車両走行音	50	60.2	×
	MN5,6	N6	荷捌き車両走行音	50	71.1	×
	MR1	R1	荷捌き車両走行音	50	75.2	×
	MR2,3	R2	荷捌き車両走行音	50	68.6	×
	MR2,3	R3	荷捌き車両走行音	50	60.9	×
	MR4	R4	荷捌き車両走行音	50	60.0	×
	MR5	R5	荷捌き車両走行音	50	60.0	×
	MR6	R6	荷捌き車両走行音	50	60.1	×
	MR7	R7	荷捌き車両走行音	50	60.2	×

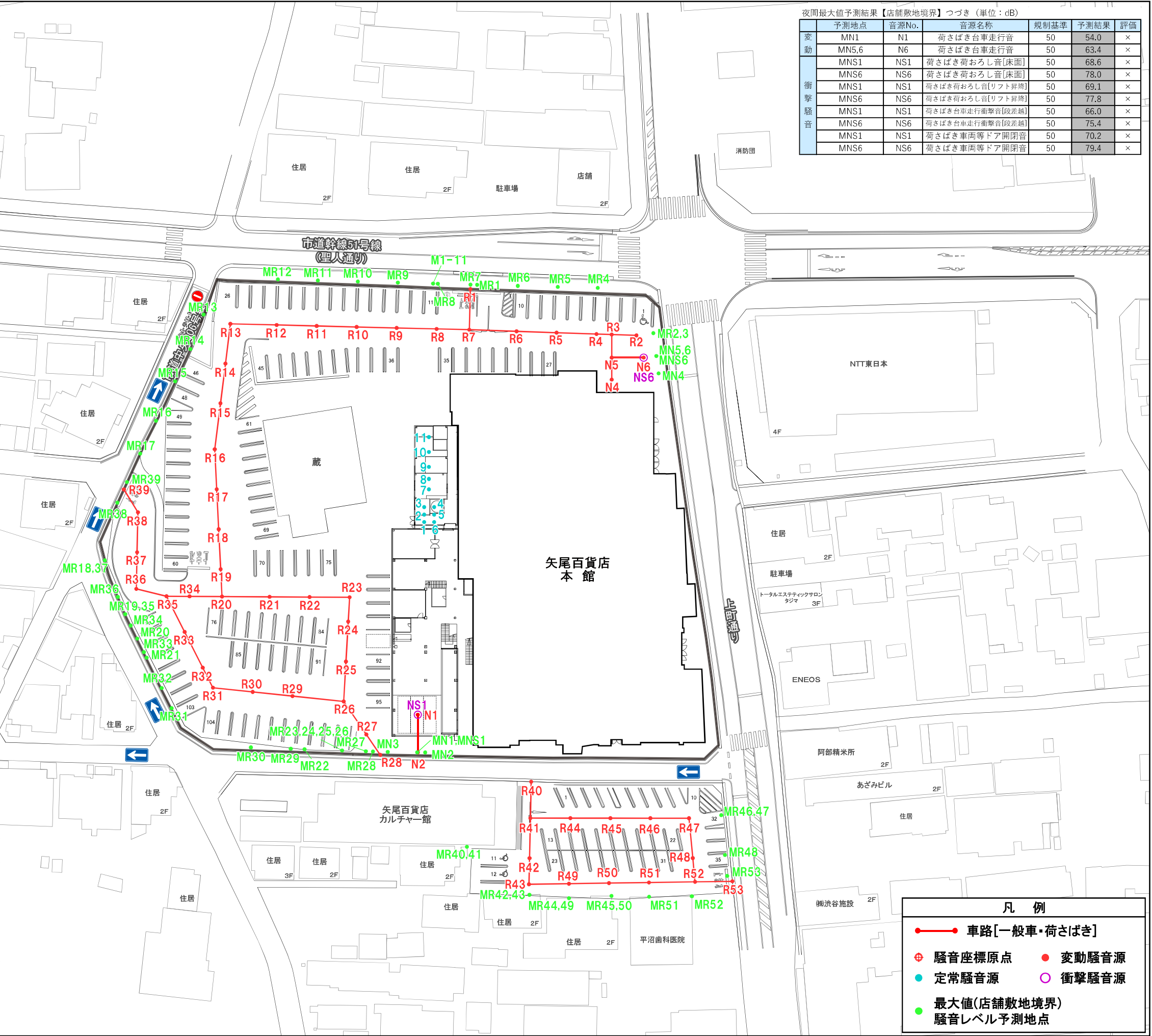


図5-2 夜間最大騒音予測地点図及び結果(店舗敷地境界)

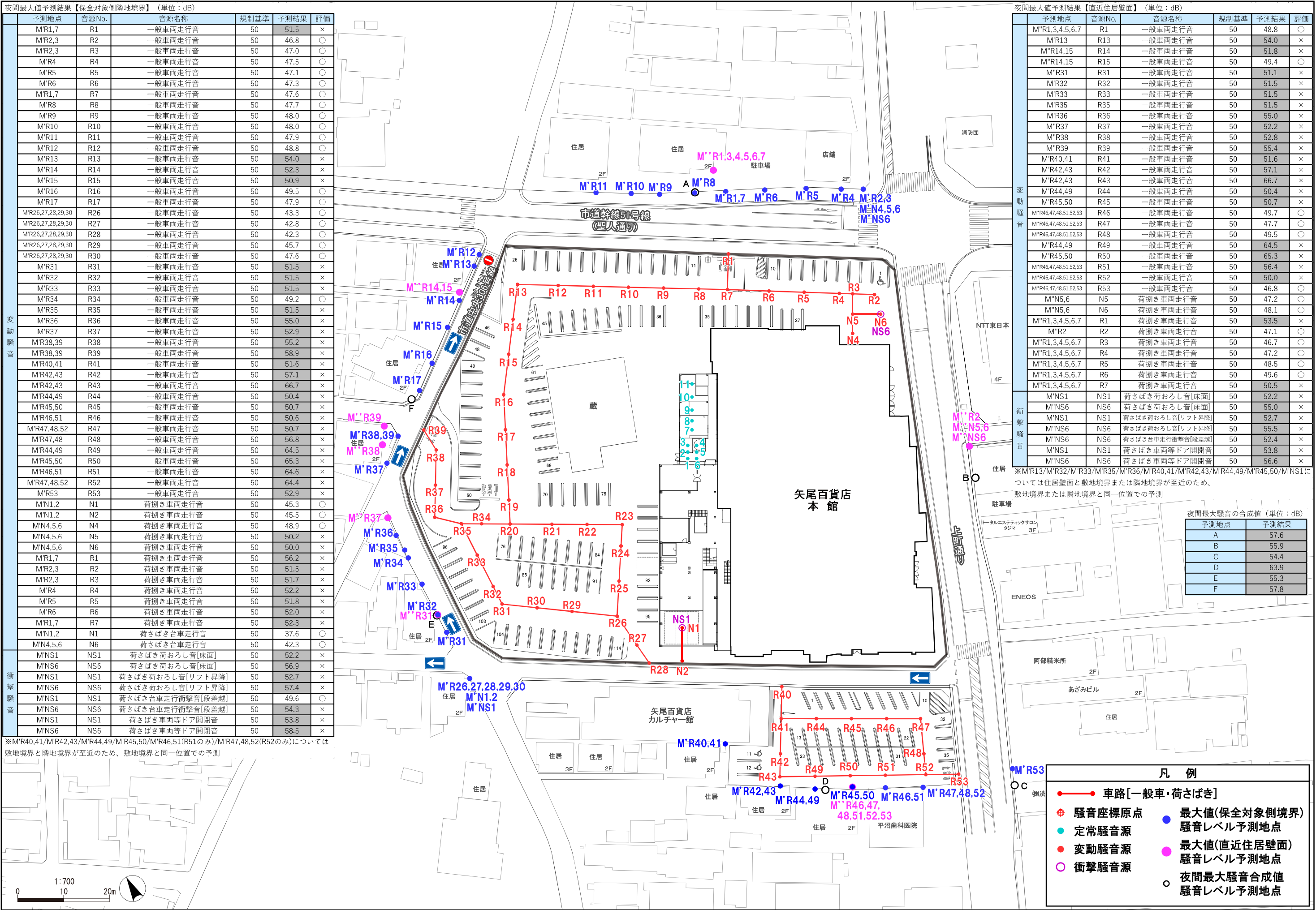


図5-3 夜間最大騒音予測地点図及び結果(保全対象敷地境界・直近住居壁面)

(変更) 矢尾百貨店秩父店

秩父市の意見内容	設置者の回答
<u>意見</u> ・当該地への主に大型車両の出入りに対する交通安全対策を講じ、地域住民・通行者の安全に対する十分な配慮をすることを求める。 ・近隣に高等学校等があり、生徒・児童の通学前・下校時、自転車等による来店が多く予想されるため、駐輪場・駐車場内の交通安全対策を講じるよう求める。 (市民生活課) <u>以下付帯意見</u> ・夜間（午後１０時から翌日の午前６時までの間をいう。以下同じ。）に店舗面積が５００㎡以上の小売店の営業を行う場合又は深夜（午後１１時から翌日の午前６時までの間をいう。以下同じ。）に音響機器を使用する場合は、埼玉県生活環境保全条例（平成１３年埼玉県条例第５７号）第６６条の規定に基づき次のことを遵守すること。 １ 夜間において規制規準を超える騒音を発生し、又は発生させてはならない。 ２ 深夜においては、外部に音が漏れないようにすること。 ・収容台数が２０台以上又は５００㎡以上の駐車場を設置する場合は、利用者へのアイドリングストップの周知を行うこと。（駐車場が点在する場合は、それぞれの場所で周知できるような対応を行うこと。） ・周辺住民から、騒音、悪臭等の苦情があった場合には、誠意をもって対応し解決すること。 「光害対策ガイドライン（令和３年３月改訂版・環境省）」及び「埼玉県屋外広告物条例電光式屋外広告物設置ガイドライン」を参照し、照明について配慮すること。	・当該地へ車両が出入りする際は、必要に応じて交通整理員や誘導員を配置し、地域住民・通行者の安全に対し十分に配慮いたします。 ・自転車等による来店が多く予測されることを認識し、適宜、巡回員による見回り等により、駐車場・駐輪場内の安全確保に努めます。 ・埼玉県生活環境保全条例に係る施設であることを認識し、条例の内容について遵守いたします。 ・利用者へのアイドリングストップの周知をいたします。 ・周辺住民から、騒音、悪臭等の苦情があった場合には、誠意を持って対応いたします。 ・「光害対策ガイドライン（令和３年３月改訂版・環境省）」及び「埼玉県屋外広告物条例電光式屋外広告物設置ガイドライン」を参照し、照明について配慮いたします。

（生活衛生課） ・ 駐車場について、埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブック記載の建築物に附属する駐車場の整備基準に従って整備をすること。 （まちづくり公園課）	・ 駐車場については、埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブック記載の建築物に附属する駐車場の整備基準に従って運用いたします。
--	--

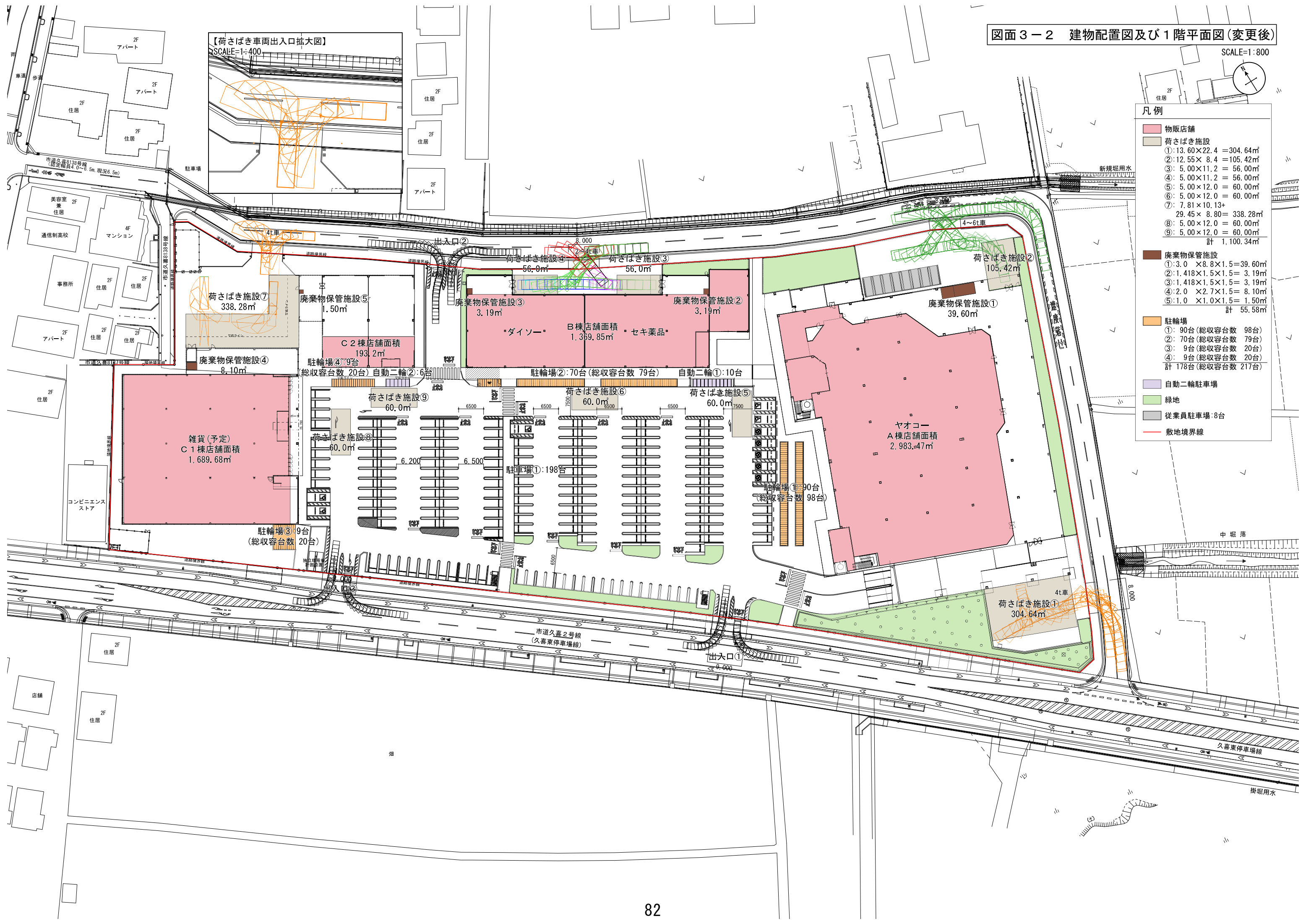
図面 3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後)

SCALE=1:800



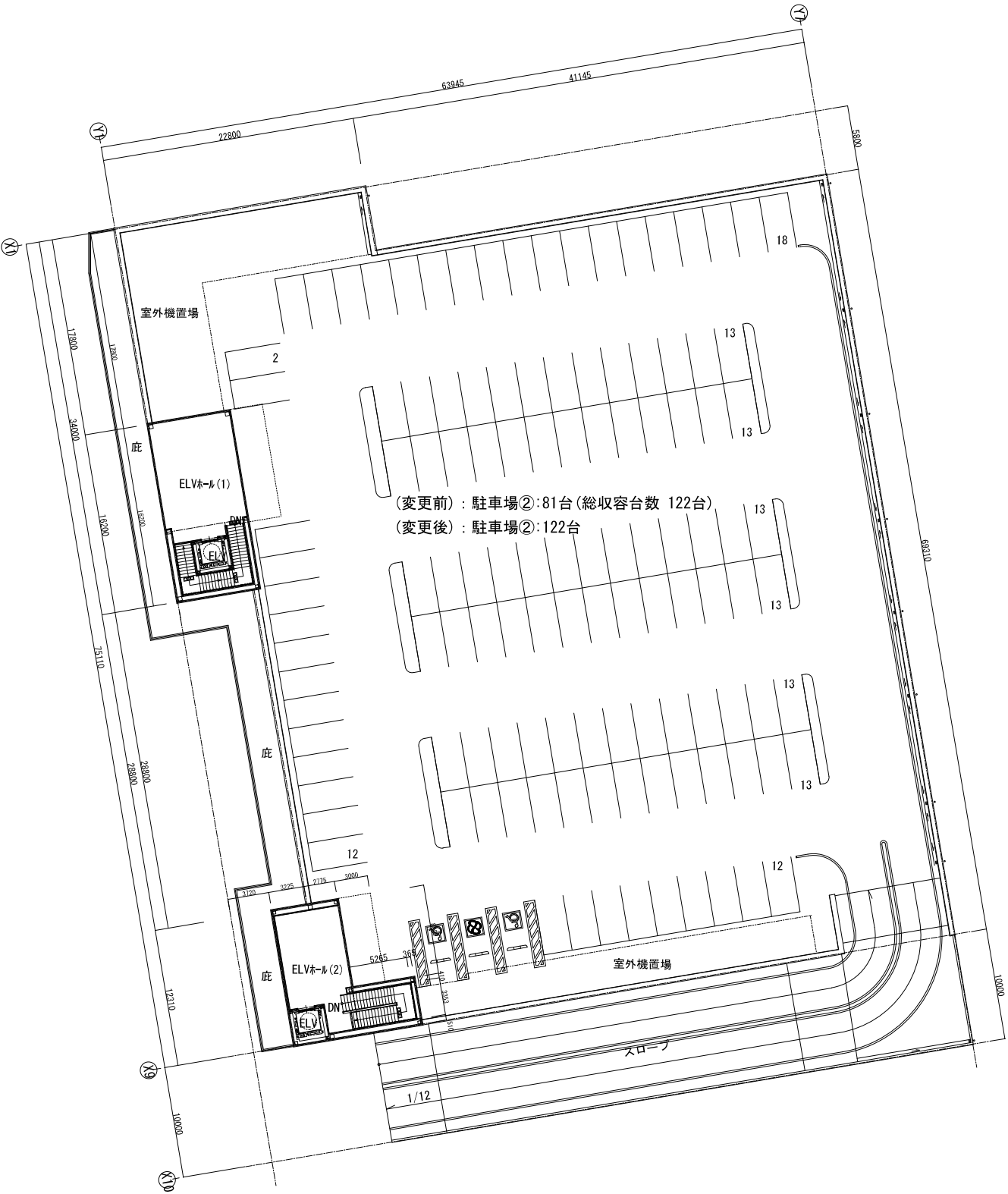
凡例

- 物販店舗
- 荷さばき施設
 - ①: $13.60 \times 22.4 = 304.64\text{m}^2$
 - ②: $12.55 \times 8.4 = 105.42\text{m}^2$
 - ③: $5.00 \times 11.2 = 56.00\text{m}^2$
 - ④: $5.00 \times 11.2 = 56.00\text{m}^2$
 - ⑤: $5.00 \times 12.0 = 60.00\text{m}^2$
 - ⑥: $5.00 \times 12.0 = 60.00\text{m}^2$
 - ⑦: $7.81 \times 10.13 = 79.07\text{m}^2$
 - ⑧: $29.45 \times 8.80 = 259.16\text{m}^2$
 - ⑨: $5.00 \times 12.0 = 60.00\text{m}^2$
 - ⑩: $5.00 \times 12.0 = 60.00\text{m}^2$
 - 計 1,100.34m²
- 廃棄物保管施設
 - ①: $3.0 \times 8.8 \times 1.5 = 39.60\text{m}^3$
 - ②: $1.418 \times 1.5 \times 1.5 = 3.19\text{m}^3$
 - ③: $1.418 \times 1.5 \times 1.5 = 3.19\text{m}^3$
 - ④: $2.0 \times 2.7 \times 1.5 = 8.10\text{m}^3$
 - ⑤: $1.0 \times 1.0 \times 1.5 = 1.50\text{m}^3$
 - 計 55.58m³
- 駐輪場
 - ①: 90台 (総収容台数 98台)
 - ②: 70台 (総収容台数 79台)
 - ③: 9台 (総収容台数 20台)
 - ④: 9台 (総収容台数 20台)
 - 計 178台 (総収容台数 217台)
- 自動二輪駐輪場
- 緑地
- 従業員駐車場: 8台
- 敷地境界線



図面 4 A棟R階平面図

SCALE=1:500





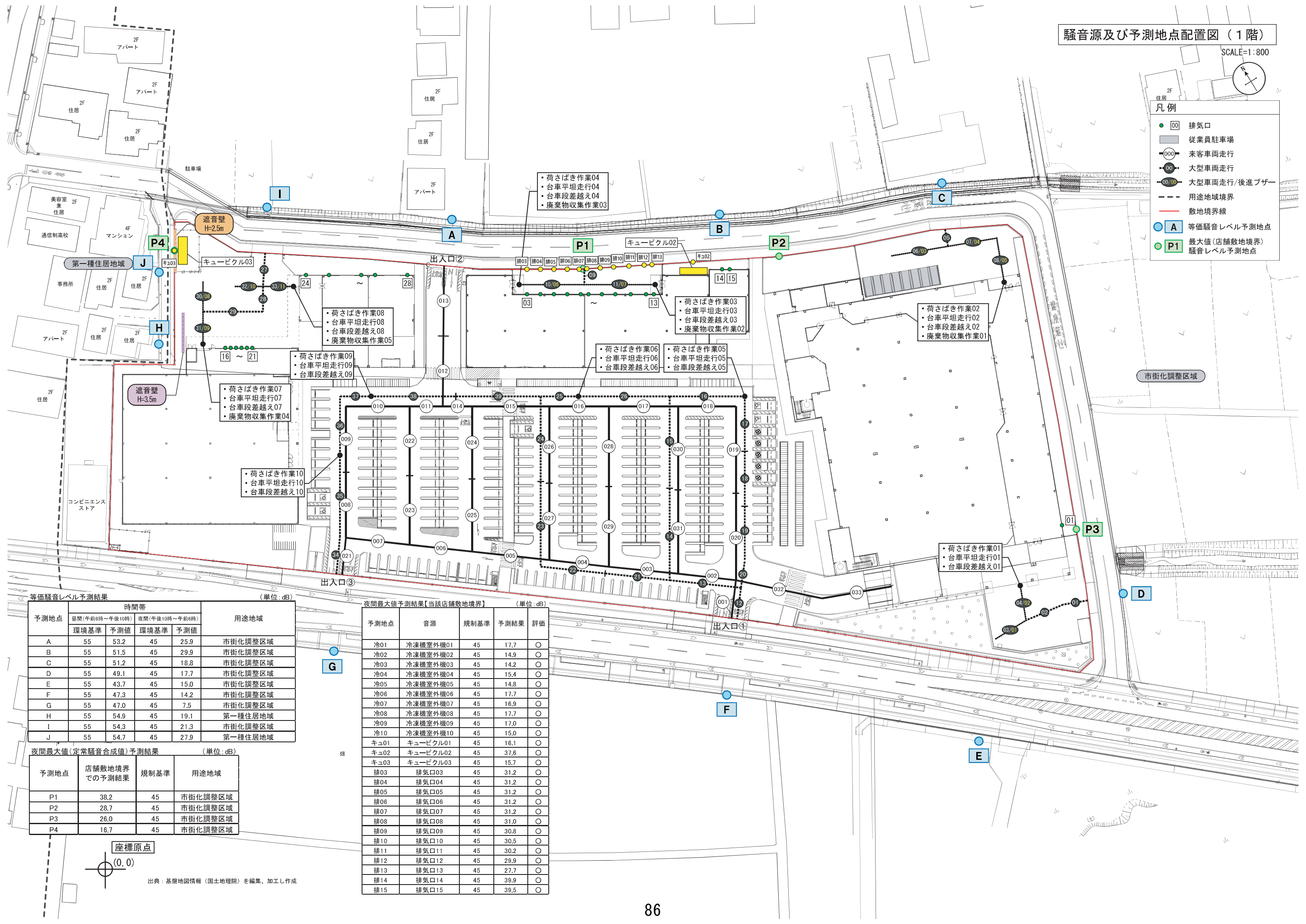


騒音源及び予測地点配置図（1階）

SCALE=1:800



- 凡例
- [00] 排気口
 - 従業員駐車場
 - [000] 来客車両走行
 - [00] 大型車両走行
 - [00/00] 大型車両走行/後進ブザー
 - - - 用途地域境界
 - 敷地境界線
 - [A] 等価騒音レベル予測地点
 - [P1] 最大値(店舗敷地境界)騒音レベル予測地点



等価騒音レベル予測結果

(単位: dB)

予測地点	時間帯				用途地域
	昼間(午前6時～午後10時)		夜間(午後10時～午前6時)		
	環境基準	予測値	環境基準	予測値	
A	55	53.2	45	25.9	市街化調整区域
B	55	51.5	45	29.9	市街化調整区域
C	55	51.2	45	18.8	市街化調整区域
D	55	49.1	45	17.7	市街化調整区域
E	55	43.7	45	15.0	市街化調整区域
F	55	47.3	45	14.2	市街化調整区域
G	55	47.0	45	7.5	市街化調整区域
H	55	54.9	45	19.1	第一種住居地域
I	55	54.3	45	21.3	市街化調整区域
J	55	54.7	45	27.9	第一種住居地域

夜間最大値(日常騒音合成値)予測結果 (単位: dB)

予測地点	店舗敷地境界での予測結果	規制基準	用途地域
P1	38.2	45	市街化調整区域
P2	28.7	45	市街化調整区域
P3	26.0	45	市街化調整区域
P4	16.7	45	市街化調整区域

夜間最大値予測結果【当該店舗敷地境界】 (単位: dB)

予測地点	音源	規制基準	予測結果	評価
冷01	冷凍機室外機01	45	17.7	○
冷02	冷凍機室外機02	45	14.9	○
冷03	冷凍機室外機03	45	14.2	○
冷04	冷凍機室外機04	45	15.4	○
冷05	冷凍機室外機05	45	14.8	○
冷06	冷凍機室外機06	45	17.7	○
冷07	冷凍機室外機07	45	16.9	○
冷08	冷凍機室外機08	45	17.7	○
冷09	冷凍機室外機09	45	17.0	○
冷10	冷凍機室外機10	45	15.0	○
キュ01	キュービクル01	45	16.1	○
キュ02	キュービクル02	45	37.6	○
キュ03	キュービクル03	45	15.7	○
排03	排気口03	45	31.2	○
排04	排気口04	45	31.2	○
排05	排気口05	45	31.2	○
排06	排気口06	45	31.2	○
排07	排気口07	45	31.2	○
排08	排気口08	45	31.0	○
排09	排気口09	45	30.8	○
排10	排気口10	45	30.5	○
排11	排気口11	45	30.2	○
排12	排気口12	45	29.9	○
排13	排気口13	45	27.7	○
排14	排気口14	45	39.9	○
排15	排気口15	45	39.5	○



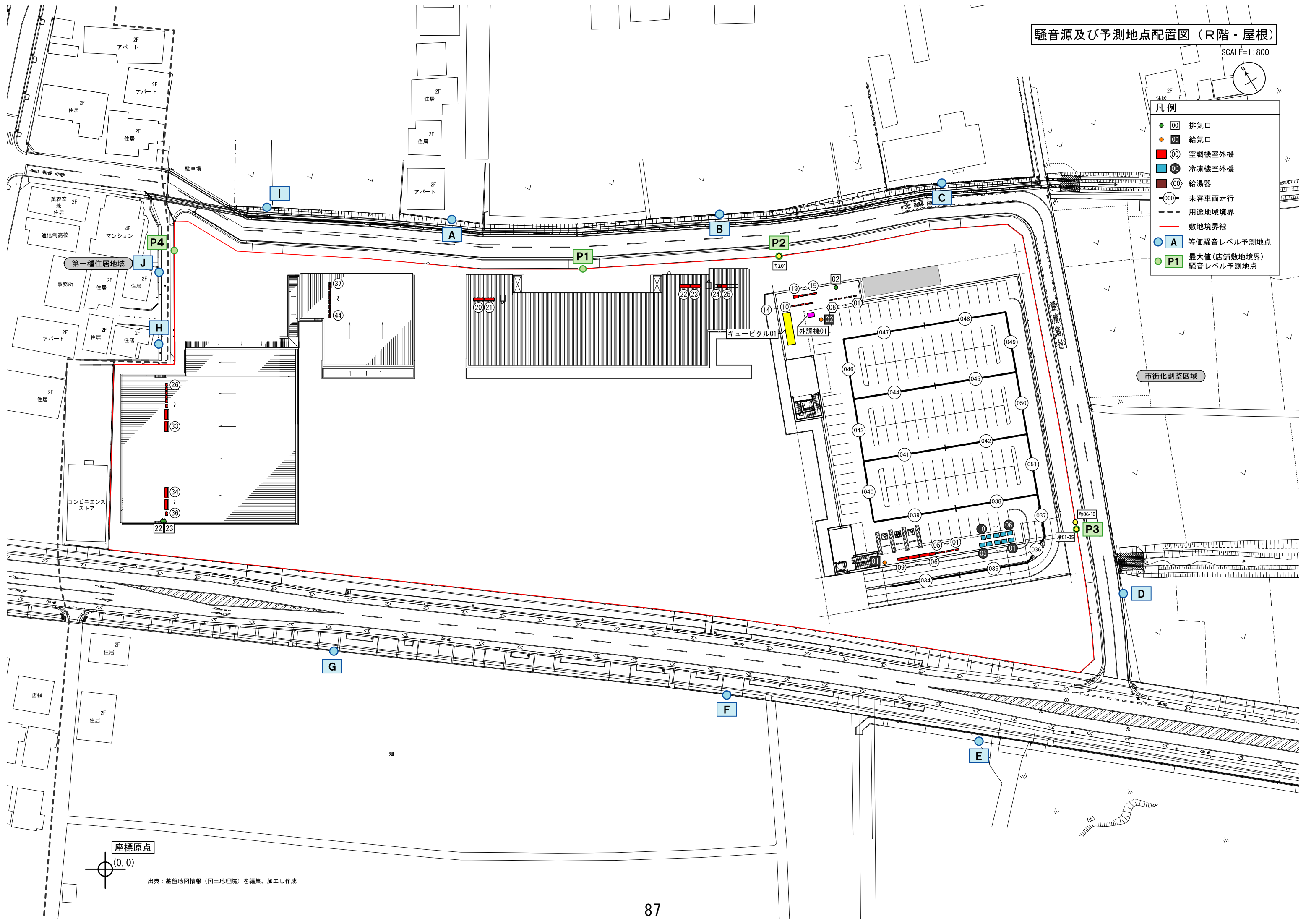
出典：基盤地図情報（国土地理院）を編集、加工し作成

騒音源及び予測地点配置図（R階・屋根）

SCALE=1:800



- 凡例
- 00 排気口
 - 00 給気口
 - 00 空調機室外機
 - 00 冷凍機室外機
 - 00 給湯器
 - 000 来客車両走行
 - - - 用途地域境界
 - 敷地境界線
 - A 等価騒音レベル予測地点
 - P1 最大値(店舗敷地境界)騒音レベル予測地点



座標原点

(0,0)

出典：基盤地図情報（国土地理院）を編集、加工し作成